

あ い ち の 漁 業

2023 年漁業センサス結果報告書

〔海面漁業調査 ー 漁業経営体調査〕

愛知県県民文化局県民生活部統計課

目 次

利用にあたって	1
---------	---

第1 調査結果の概要

1 漁業経営体	9
2 漁獲物・収穫物の販売金額	13
3 個人経営体	13
4 漁業経営の取組	15
5 漁船	17
6 漁業就業者	17

第2 統計表

県 統 計 表

1 漁業経営体	20
(1) 漁業経営体の基本構成	20
1-1 経営体階層別基本構成	20
1-2 経営組織別基本構成	24
(2) 経営体階層別経営体数	26
1-3 販売金額1位の漁業種類別経営体数	26
1-4 販売金額1位の漁獲・収穫魚種別経営体数	32
1-5 営んだ漁業種類別経営体数	36
1-6 11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数	42
1-7 漁獲物・収穫物の販売金額規模別経営体数	44
2 個人経営体	46
(1) 経営体階層別経営体数	46
2-1 自家漁業の主従別・兼業種類別経営体数	46
2-2 陸上作業最盛期の最多従事者構成別経営体数	50
2-3 自家漁業の後継者の有無別経営体数	51
(2) 専兼業別・基幹的漁業従事者の性別・年齢階層別経営体数	52
2-4 経営体階層別経営体数	52
3 漁業就業者	56
3-1 個人経営体出身で自家漁業のみの漁業層別漁業就業者数	56
3-2 男女別・年齢階層別漁業就業者数	56
3-3 個人経営体出身で自家漁業のみの海上作業従事日数1位の漁業種類別 漁業就業者数	58

4	漁業世帯員	64
4-1	漁業従事世帯員の漁業従事状況別 15歳以上の漁業従事世帯員の 主とする就業状況別漁業従事世帯員数	64
4-2	自家漁業専兼業別 15歳以上の漁業従事世帯員の主とする就業状況別 世帯員数	64

市町村別統計表

5	漁業経営体	66
5-1	漁業経営体の基本構成	66
5-2	経営組織別経営体数	67
5-3	販売金額1位の漁業種別別経営体数	68
5-4	販売金額1位の漁獲・収穫魚種別経営体数	74
5-5	営んだ漁業種別別経営体数	78
5-6	漁獲物・収穫物の販売金額規模別経営体数	84
5-7	漁獲物の出荷先別経営体数	85
5-8	漁獲物・収穫物を海外向けに出荷（輸出）した販売金額割合別 経営体数	86
5-9	水産エコラベル認証の取得状況別経営体数	90
5-10	漁業共済、積立ぷらすに加入している経営体数	91
6	個人経営体	92
6-1	自家漁業の専兼業別経営体数	92
6-2	自家漁業の世代構成別経営体数	93
6-3	自家漁業の主従別・兼業種別別経営体数	94
6-4	兼業種別別経営体数	96
7	漁業就業者	98
7-1	個人経営体出身で自家漁業のみの漁業層別漁業就業者数	98
7-2	男女別・年齢階層別漁業就業者数	98
8	漁業従事世帯員	100
8-1	主とする就業状況別漁業従事世帯員数 （15歳以上の漁業従事世帯員）	100
9	漁船	102
9-1	漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数	102
9-2	販売金額1位の漁業種別別動力漁船隻数	104

都道府県別統計表

10	漁業経営体の基本構成	110
11	経営組織別経営体数	111

1 2	販売金額 1 位の漁業種類別経営体数	112
1 3	販売金額 1 位の漁獲・収獲魚種別経営体数	118
1 4	営んだ漁業種類別経営体数	122
1 5	漁獲物・収獲物を海外向けに出荷（輸出）した販売金額割合別経営体数	128
1 6	水産エコラベル認証の取得状況別経営体数	129
1 7	漁業共済、積立ぷらすに加入している経営体数	130

利用にあたって

【2023年漁業センサスの概要】

1 調査の目的

2023年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を把握し、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的としています。

2 調査の周期・期日

周期：1949年から5年ごとに実施

期日：2023年11月1日現在

3 調査の体系

調査の種類	調査の対象	調査の系統	
海面漁業調査	漁業経営体調査 (主な調査項目 ・経営組織 ・営んだ漁業種類 ・使用漁船 ・漁業就業者等)	海面に沿う市町村に所在する漁業経営体 ※調査対象市町村(14市4町1村) 名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	農林水産省 愛知県 市町村 調査員
	海面漁業地域調査	海面漁業協同組合	農水省－民間事業者
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体	農水省－地方組織－調査員
	内水面漁業地域調査	内水面漁業協同組合	農水省－民間事業者
流通加工調査	魚市場調査	魚市場	農水省－民間事業者
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	冷凍・冷蔵工場、水産加工場	農水省－地方組織－調査員

※ 本県は、海面漁業調査（漁業経営体調査）を実施しました。

4 調査の方法

海面漁業調査（漁業経営体調査）は、統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査の方法又はオンラインにより調査票を回収する方法により行いました。

ただし、調査対象から面接聞き取りによる調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法により行いました。

【利用上の注意】

この報告書は、2023年漁業センサス海面漁業調査（漁業経営体調査）の主要な事項について、愛知県分の集計結果をとりまとめたものです。

1 用語の説明

海面漁業

海面において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいいます。

漁業経営体

調査期日前1年間（2022年（令和4年）11月1日～2023年（令和5年）10月31日。以下同じ。）に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいいます。

ただし、調査期日前1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除きます。

経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいいます。

- ・ **個人経営体** 漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいいます。
- ・ **団体経営体** 個人経営体以外の漁業経営体をいいます。

[会社]……………会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいいます。

なお、特例有限会社は株式会社に含みます。

[漁業協同組合]…水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいいます。

なお、水産業協同組合法第18条第2項に規定する内水面組合は除きます。

[漁業生産組合]…水産業協同組合法第2条に規定する漁業生産組合をいいます。

[共同経営]……………2つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいいます。

[その他]……………都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいいます。

経営体階層

漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額の多かった漁業種類及び調査期日前1年間に使用した漁船のトン数により、次の方法により決定したものをいいます。

(ア) 調査期日前1年間の販売金額1位の漁業種類が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。

(イ) (ア)に該当しない経営体について、調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船200トン以上の階層までに区分。

なお、調査期日前1年間に使用した漁船には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等は含みません。

漁業層

- ・ **沿岸漁業層** 経営体階層の漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船 10

トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいいます。

[海面養殖層]……経営体階層の海面養殖の各階層を合わせたものをいいます。

- ・ **中小漁業層** 経営体階層の動力漁船 10 トン以上 1,000 トン未満の各階層を合わせたものをいいます。
- ・ **大規模漁業層** 経営体階層の動力漁船 1,000 トン以上の各階層を合わせたものをいいます。

漁業種類

漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したもの(54種類。8ページ参照。)をいいます。

- ・ **営んだ漁業種類** 漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいいます。

漁獲物・収穫物の販売金額

漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収穫物を販売した金額(消費税を含む。)をいいます。

なお、自家消費(家庭消費)分は販売金額に含みません。

出荷先

漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・収穫物を直接出荷した相手先をいいます。

なお、調査期日前1年間に出荷していない場合は、出荷を予定している出荷先とします。

- ・ **漁協の市場又は荷さばき所** 漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷した場合が該当します。
- ・ **漁協以外の卸売市場** 漁協以外が開設している卸売市場(中央卸売市場を含む。)へ出荷した場合が該当します。
- ・ **流通業者・加工業者** 卸売問屋、商社などの流通業者、加工業者へ出荷した場合が該当します。
また、自ら生産した水産動植物を原料として自ら加工した品を「消費者に直接販売」以外に出荷している場合もここに該当します。
- ・ **小売業者・生協** スーパー(量販店を含む。)、鮮魚商等の小売業者、生協へ出荷した場合が該当します。
- ・ **外食産業** レストラン等の外食産業へ出荷した場合が該当します。
- ・ **消費者に直接販売** 自ら生産した水産動植物又はそれを原料として自ら加工した品を消費者に直接販売した場合が該当します。

[自営の水産物直売所]…食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売した場合が該当します。

[その他の水産物直売所]…共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売した場合が該当します。

[他の方法]………移動販売(行商)等のほか、インターネットや電話、郵送等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当します。

- ・ **その他** 上記以外に出荷した場合が該当します。

個人経営体の専業分類

- ・ **専業** 個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいいます。
- ・ **第1種兼業** 個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいいます。

- ・ **第2種兼業** 個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいいます。

漁業就業者

満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいいます。

新規就業者

調査期日前1年間に①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいいます。

なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、前述の「個人経営体の自家漁業のみ」のうち、調査期日前1年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、①～③のいずれかに該当する者を新規就業者としました。

基幹的漁業従事者

各個人経営体における満15才以上の自営漁業の調査期日前1年間の海上作業従事日数が最も多かった世帯員をいいます。

後継者

満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自営漁業の経営主になる予定の者をいいます。

漁船

調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含みます。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除きます。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定しています。

- ・ **無動力漁船** 推進機関を付けない漁船をいいます。
- ・ **船外機付漁船** 無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船としました。
- ・ **動力漁船** 推進機関を船体に固定した漁船をいいます。
なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船としました。

漁業の海上作業

- (ア) 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいいます。（運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業も含む。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含む。）
- (イ) 定置網漁業では、網の張り立て（網の設置）、取替え、漁船の航行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）をいいます。
- (ウ) 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいいます。

(エ) 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいいます。

(オ) 養殖業では、次の作業をいいます。

ア 海上養殖施設での養殖

a 漁船を使用した養殖施設までの往復

b いかだ、ひび（枝付の竹、樹の枝）、網等の養殖施設の張立て又は取り外し

c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行う全ての作業

イ 陸上養殖施設での養殖

a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業

b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除

c 池又は水槽の見回り

d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）

e 収穫物の取り上げ作業

漁業の陸上作業

漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい、具体的には以下のものをいいます。

(ア) 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）

(イ) 漁具、漁網及び食料品の積み込み作業

(ウ) 出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ

(エ) 悪天候時の出漁待機

(オ) 餌の仕入れ及び調餌作業

(カ) 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業

(キ) 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業

(ク) 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業

ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものを有し、その製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしません。

(ケ) 自家漁業の管理運営業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）

漁獲・収穫した水産物の輸出

調査期日前1年間の自営漁業における漁獲物・収穫物のうち、海外仕入向けの出荷状況をいいます。

「海外向けに出荷（輸出）している」は、以下のいずれかに該当する場合をいいます。

① 自ら漁獲・収穫した水産物を、海外の卸売業者、レストラン、スーパー等の小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合

② 自ら漁獲・収穫した水産物を、輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合（輸出を目的としては出荷していなかったが、出荷先において輸出されたことを確認している場合も含む。）

水産エコラベル認証

水産資源の持続的利用や環境に配慮した漁業・養殖業の確認を目的として、水産資源の持続的利用、環境や生態系の保全に配慮した管理を積極的に行っている漁業・養殖業の生産者と、そのような生産者からの水産物を加工・流通している事業者に対して認証するものをいいます。

(ア) MEL (日本; 漁業・養殖)

Marine Eco-Label Japan

(水産エコラベル例)



(イ) MSC (英国; 漁業)

Marine Stewardship Council

(水産エコラベル例)



(ウ) ASC (オランダ; 養殖)

Aquaculture Stewardship Council

(水産エコラベル例)



(エ) BAP (アメリカ; 養殖)

Best Aquaculture Practices

(水産エコラベル例)



(オ) Alaska RFM (アメリカ; 漁業)

Certified Seafood Collaborative

(水産エコラベル例)



漁業共済

漁業共済とは、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいいます。

(ア) 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済

(イ) 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済

(ウ) 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済

なお、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で加入している場合も含まれます。

積立ぶらす

積立ぶらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成 23 年 3 月 29 日付け 22 水漁第 2323 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいいます。

漁業地区

市区町村の区域内において、共通の漁業条件及び共同漁業権を中心とした地先漁業の利用等に係る社会経済活動の共通性に基づいて漁業が行われる地区をいいます。

市町村別漁業地区一覧

市町村名	漁業地区名	沿海地区漁業協同組合名	市町村名	漁業地区名	沿海地区漁業協同組合名
田原市	伊良湖岬	渥美漁協	碧南市	大浜	大浜漁協
	中山	渥美漁協	高浜市	高浜	—
	小中山	小中山漁協	刈谷市	刈谷	大浜漁協
	福江	渥美漁協	東浦町	東浦	—
	清田	渥美漁協	半田市	半田	—
	伊川津	渥美漁協	武豊町	武豊	—
	泉	渥美漁協	美浜町	美浜	美浜町漁協
	宇津江	渥美漁協	野間	野間	野間漁協
	赤羽根	愛知外海漁協	南知多町	豊丘	大井漁協
	六連	愛知外海漁協		大井	大井漁協
	神戸	愛知外海漁協		片名	片名漁協
	田原	渥美漁協		師崎	師崎漁協
	豊橋市	豊橋市外海		愛知外海漁協	日間賀島
豊橋		—		篠島	篠島漁協
豊川市	御津	—	豊浜	豊浜漁協	
	蒲郡市	三谷	三谷漁協	内海	豊浜漁協
竹島		蒲郡漁協	常滑市	小鈴谷	小鈴谷漁協
形原		蒲郡漁協		常滑	常滑漁協
西浦		蒲郡漁協		鬼崎	鬼崎漁協
東幡豆	東幡豆漁協	大野		鬼崎漁協	
西尾市	幡豆	幡豆漁協	知多市	知多	—
	吉良	西三河漁協	東海市	東海	—
	吉田	吉田漁協	名古屋市	南	—
	衣崎	衣崎漁協		港	—
	一色	西三河漁協	飛島村	飛島	—
	味沢	西三河漁協	弥富市	弥富	—
	栄生	西三河漁協			
	佐久島	西三河漁協			
	西尾	西三河漁協			

漁業種類＜54種類＞

分類名称				
網	底びき網	遠洋底びき網		
		以西底びき網		
		沖合	1 そ う び き	
		底びき網	2 そ う び き	
	船	小型底びき網		
		船びき網		
	まき網	大 中 型 網	1 そうまき	遠洋かつお・まぐろ
			その他の	
		中 ・ 小 型 網	2 そ う ま き	
			中 ・ 小 型 ま き 網	
	刺網	さけ・ます流し網		
		かじき等流し網		
		その他の刺網		
	定置網	さんま棒受網		
大 型 網		定 置 網		
小 型 網		定 置 網		
その他の網漁業				
はえ縄	まぐろ縄	遠洋まぐろはえ縄		
		近海まぐろはえ縄		
		沿岸まぐろはえ縄		
	その他のはえ縄			
釣	か っ 本 釣	遠洋かつお一本釣		
		近海かつお一本釣		
		沿岸かつお一本釣		
	い か 釣	遠洋・近海いか釣		
		沿岸いか釣		
ひき縄釣		その他の釣		

分類名称				
海面養殖	魚類養殖	小型捕鯨		
		潜水器漁業		
		採貝・採藻		
		その他の漁業		
		魚類養殖	ぎんざけ養殖	
			にじます養殖	
			その他のさけ・ます養殖	
			ぶり類養殖	
			まだい養殖	
			ひらめ養殖	
	魚類養殖	とらふぐ養殖		
		くろまぐろ養殖		
		その他の魚類養殖		
		ほたてがい養殖		
	貝類	かき類養殖		
		その他の貝類養殖		
		くるまえび養殖		
ほや類養殖		その他の水産動物類養殖		
藻類	こんぶ類養殖			
	わかめ類養殖			
	のり類養殖			
	その他の海藻類養殖			
真珠養殖		真珠母貝養殖		

2 統計表中の記号の用法

- 「ー」 …… 調査は行ったが事実のないもの
- 「…」 …… 事実不詳又は調査を欠くもの
- 「△」 …… 負数又は減少したもの
- 「0.0」 …… 計数が単位未満の場合
- 「X」 …… 個人又は法人、その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

3 数値については、表示単位未満を四捨五入したことにより、総数（計）が内訳を合計した数と一致しないことがあります。

4 調査項目の主要変更点

- ア 過去1年間に漁獲・収穫した水産物の輸出の有無及び販売金額における輸出金額の割合を新たに把握しました。
- イ 水産エコラベル認証の取得状況を新たに把握しました。
- ウ 漁業共済、積立ぷらすへの加入状況を新たに把握しました。
- エ 営んだ漁業種類において、「その他の魚類養殖」から、「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離・細分化しました。

第1 調査結果の概要

1 漁業経営体

漁業経営体とは、調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物（漁獲物及び収穫物をいう。）を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯、事業所等をいいます。ただし、調査期日前1年間に於ける自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除きます。

(1) 経営体数

海面漁業の漁業経営体数は1,640経営体で、前回に比べ284経営体（△14.8%）の減少となり、1963年から12回連続の減少となっています。

市町村別にみると、南知多町が655経営体（構成比39.9%）で最も多く、次いで西尾市が375経営体（同22.9%）、田原市が309経営体（同18.8%）の順となっており、この3市町で全体の8割以上を占めています。

なお、全国の漁業経営体数は65,662経営体で、前回に比べ13,405経営体（△17.0%）の減少となっています。（図1、図2）

図1 漁業経営体数の推移

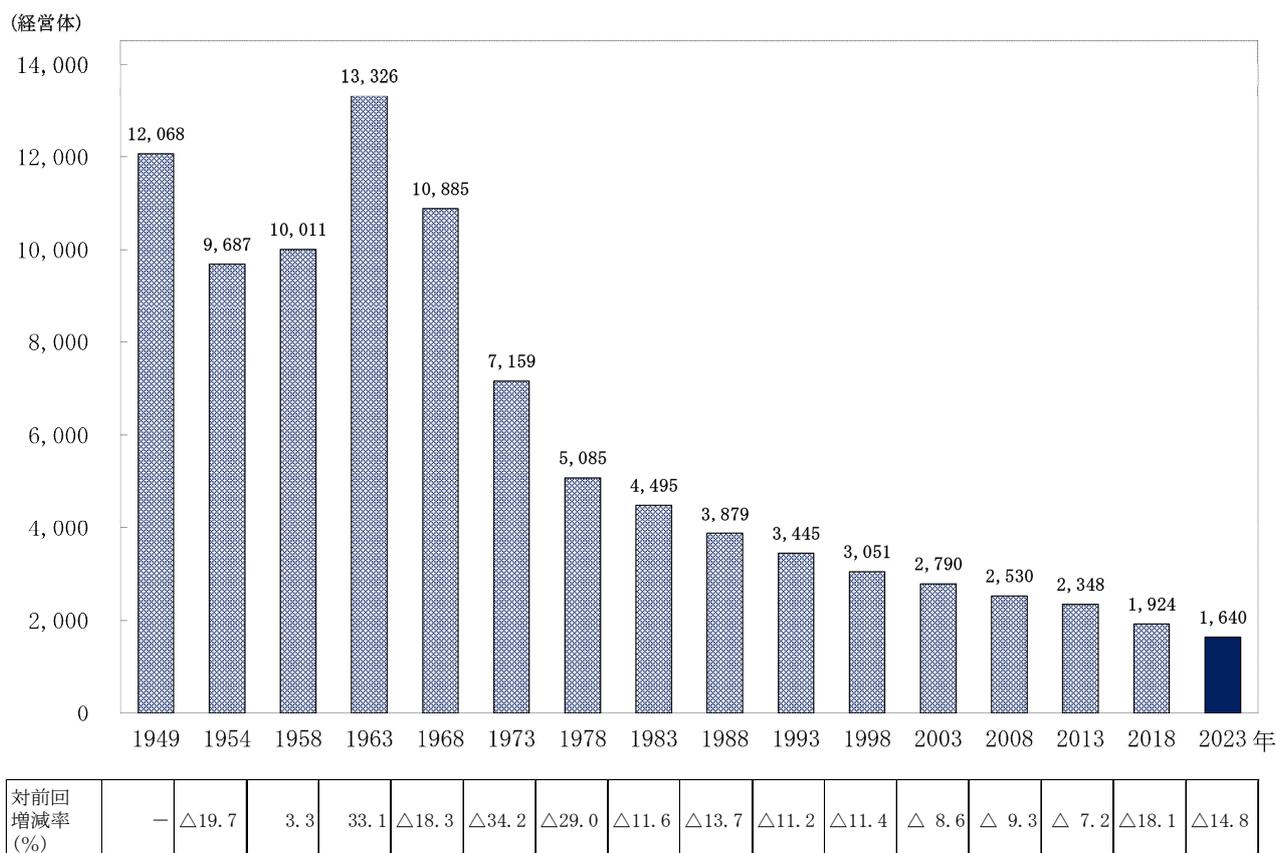
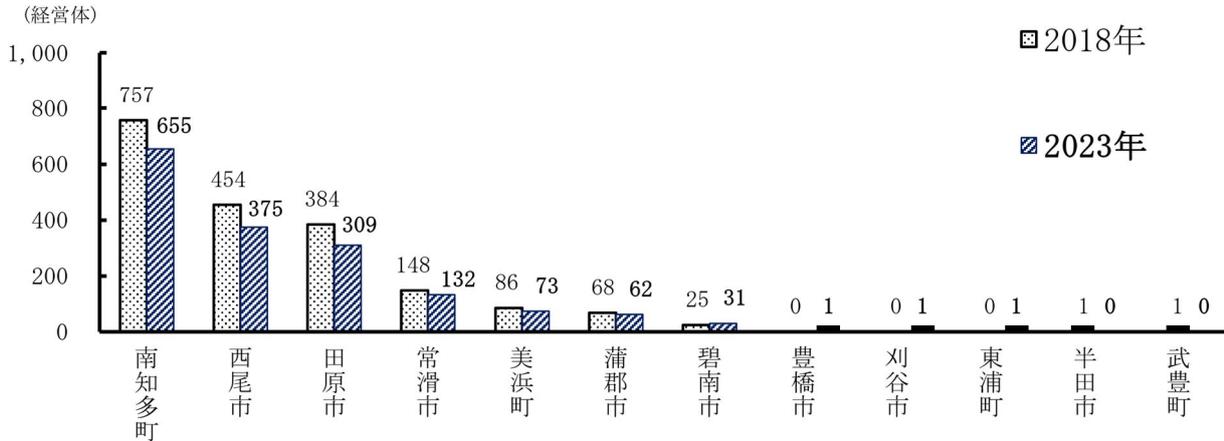


図2 市町村別漁業経営体数



(2) 経営組織別経営体数

経営組織別にみると、個人経営体が1,573経営体（構成比95.9%）、団体経営体が67経営体（同4.1%）となり、前回に比べ個人経営体が276経営体（△14.9%）、団体経営体が8経営体（△10.7%）それぞれ減少となっています。団体経営体の内訳をみると、前回に比べ会社が3経営体（20.0%）増加、共同経営が11経営体（△18.6%）減少となっています。

（表1）

表1 経営組織別経営体数

区 分	愛 知 県					全 国		
	2013年	2018年	2023年	増減率(%) 2023/2018	構成比 (%)	2018年	2023年	増減率(%) 2023/2018
総 数	2,348	1,924	1,640	△ 14.8	100.0	79,067	65,662	△ 17.0
個 人 経 営 体	2,261	1,849	1,573	△ 14.9	95.9	74,526	61,388	△ 17.6
団 体 経 営 体	87	75	67	△ 10.7	4.1	4,541	4,274	△ 5.9
会 社	17	15	18	20.0	1.1	2,548	2,651	4.0
漁業協同組合	2	1	1	0.0	0.1	163	153	△ 6.1
漁業生産組合	1	-	-	-	-	94	94	0.0
共 同 経 営	67	59	48	△ 18.6	2.9	1,700	1,344	△ 20.9
そ の 他	-	-	-	-	-	36	32	△ 11.1

(3) 経営体階層別経営体数

経営体階層別にみると、漁船使用経営体が1,364経営体（構成比83.2%）、海面養殖経営体が181経営体（同11.0%）、漁船非使用経営体が63経営体（同3.8%）、小型定置網経営体が32経営体（同2.0%）となっています。

前回と比べると、漁船使用経営体が240経営体（△15.0%）、海面養殖経営体が35経営体（△16.2%）、小型定置網経営体が11経営体（△25.6%）それぞれ減少となっている一方、漁船非使用経営体が2経営体（3.3%）の増加となっています。（図3、表2）

図3 経営体階層別経営体数の構成

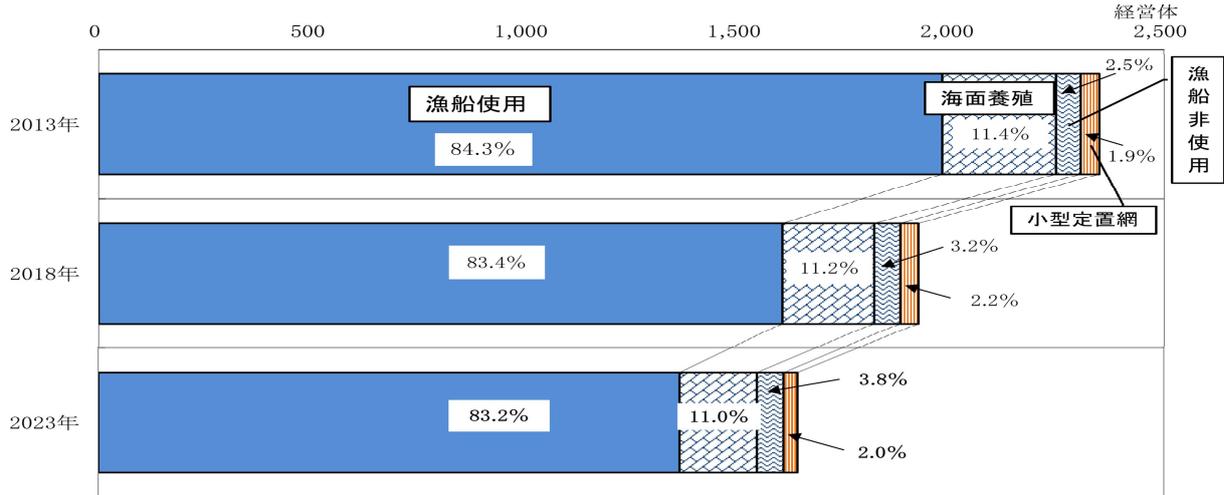


表2 経営体階層別経営体数

区 分		2013年	2018年	2023年	構成比 (%)	増減率 (%) 2023/2018	
総 数		2,348	1,924	1,640	100.0	△ 14.8	
漁 船 非 使 用		58	61	63	3.8	3.3	
漁 船 使 用	無 動 力 漁 船 の み	1	-	-	-	-	
	船 外 機 付 漁 船	780	683	604	36.8	△ 11.6	
	動 力 漁 船	1 トン未満	71	36	16	1.0	△ 55.6
		1 ～ 3	263	164	123	7.5	△ 25.0
		3 ～ 5	394	323	268	16.3	△ 17.0
		5 ～ 10	222	172	129	7.9	△ 25.0
		10 ～ 20	141	125	123	7.5	△ 1.6
	使 用 漁 船	20 ～ 30	21	16	20	1.2	25.0
		30 ～ 50	68	75	70	4.3	△ 6.7
		50 ～ 100	11	7	9	0.5	28.6
100 ～ 200		7	3	2	0.1	△ 33.3	
	200 トン以上	-	-	-	-	-	
(小 計)		1,979	1,604	1,364	83.2	△ 15.0	
大 型 定 置 網		-	-	-	-	-	
さ け 定 置 網		-	-	-	-	-	
小 型 定 置 網		44	43	32	2.0	△ 25.6	
海 面 養 殖	魚 類 養 殖	ぎ ん ざ け 養 殖	-	-	-	-	-
		ぶ り 類 養 殖	-	-	-	-	-
		ま だ い 養 殖	-	-	-	-	-
		ひ ら め 養 殖	1	1	-	-	-
		と ろ ふ ぐ 養 殖	...	-	-	-	-
		く ろ ま ぐ ろ 養 殖	-	-	-	-	-
		に じ ま す 養 殖	1	-	-
		そ の 他 の さ け ・ ま す 養 殖	-	0.1	皆 増
	そ の 他 の 魚 類 養 殖	2	-	1	-	-	
	ほ た て が い 養 殖	-	-	-	-	-	
養 殖	か き 類 養 殖	-	-	1	0.1	皆 増	
	そ の 他 の 貝 類 養 殖	-	-	2	0.1	皆 増	
	く る ま え び 養 殖	-	-	-	-	-	
	ほ や 類 養 殖	-	-	-	-	-	
	そ の 他 の 水 産 動 物 類 養 殖	-	-	1	0.1	皆 増	
	こ ん ぶ 類 養 殖	-	-	-	-	-	
	わ か め 類 養 殖	31	31	22	1.3	△ 29.0	
殖	の り 類 養 殖	233	184	153	9.3	△ 16.8	
	そ の 他 の 海 藻 類 養 殖	-	-	-	-	-	
	真 珠 養 殖	-	-	-	-	-	
	真 珠 母 貝 養 殖	-	-	-	-	-	
(小 計)		267	216	181	11.0	△ 16.2	

注： 2023年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており、2018年値は、「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます類」を含んでいます。また、対前増減率は2018年値と2023年値を比較するため、「にじます養殖」、「その他のさけ・ます養殖」及び「その他の魚類養殖」の合計で算出しました。

(4) 販売金額1位の漁業種類別経営体数

販売金額1位の漁業種類別にみると、採貝・採藻が465経営体(構成比28.4%)と最も多く、次いで小型底びき網が285経営体(同17.4%)、刺網(その他の刺網)が171経営体(同10.4%)、のり類養殖が153経営体(同9.3%)、釣(その他の釣)が141経営体(同8.6%)、潜水器漁業が112経営体(同6.8%)、その他の漁業が107経営体(同6.5%)、船びき網が105経営体(同6.4%)の順となっています。

前回と比べると、小型底びき網が103経営体(△26.5%)、採貝・採藻が71経営体(△13.2%)、のり類養殖が31経営体(△16.8%)、釣(その他の釣)が29経営体(△17.1%)、刺網(その他の刺網)が22経営体(△11.4%)、その他の漁業が19経営体(△15.1%)、潜水器漁業が13経営体(△10.4%)、小型定置網が11経営体(△25.6%)、わかめ類養殖が9経営体(△29.0%)、船びき網が5経営体(△4.5%)それぞれ減少となっている一方、その他の網漁業が19経営体(380.0%)、はえ縄(その他のはえ縄)が5経営体(71.4%)それぞれ増加となっています。

(表3)

表3 販売金額1位の漁業種類別経営体数

区 分		2013年	2018年	2023年		増減率(%) 2023/2018	
				経営体数	構成比(%)		
総 数		2,348	1,924	1,640	100.0	△14.8	
底 び き 網	沖 合 底 び き 網	4	4	4	0.2	0.0	
	小 型 底 び き 網	492	388	285	17.4	△26.5	
	(小 計)	496	392	289	17.6	△26.3	
船 び き 網		102	110	105	6.4	△4.5	
刺 網 (そ の 他 の 刺 網)		183	193	171	10.4	△11.4	
小 型 定 置 網		44	43	32	2.0	△25.6	
そ の 他 の 網 漁 業		4	5	24	1.5	380.0	
は え 縄 (そ の 他 の は え 縄)		7	7	12	0.7	71.4	
釣	沿 岸 か つ お 一 本 釣	1	1	-	-	皆減	
	ひ き 縄 釣	-	-	1	0.1	皆増	
	そ の 他 の 釣	183	170	141	8.6	△17.1	
	(小 計)	184	171	142	8.7	△17.0	
潜 水 器 漁 業		124	125	112	6.8	△10.4	
採 貝 ・ 採 藻		796	536	465	28.4	△13.2	
そ の 他 の 漁 業		141	126	107	6.5	△15.1	
海 面 養 殖	魚 類 養 殖	ひ ら め 養 殖	1	1	-	-	皆減
		に じ ま す 養 殖	1	0.1	皆増
		そ の 他 の さ け ・ ま す 養 殖	-		
		そ の 他 の 魚 類 養 殖	2	-	1		
	か き 類 養 殖	-	-	1	0.1	皆増	
	そ の 他 の 貝 類 養 殖	-	-	2	0.1	皆増	
	そ の 他 の 水 産 動 物 類 養 殖	-	-	1	0.1	皆増	
	わ か め 類 養 殖	31	31	22	1.3	△29.0	
	の り 類 養 殖	233	184	153	9.3	△16.8	
(小 計)	267	216	181	11.0	△16.2		

注:1 該当数値のあった漁業種類のみ表記しています。

2 2023年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており、2018年値は、「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます類」を含んでいます。また、対前回増減率は2018年値と2023年値を比較するため、「にじます養殖」、「その他のさけ・ます養殖」及び「その他の魚類養殖」の合計で算出しました。

2 漁獲物・収穫物の販売金額

漁獲物・収穫物の販売金額別経営体数をみると、100～500万円が最も多く481経営体（構成比29.3%）、次いで100万円未満が385経営体（同23.5%）、500～1,000万円が342経営体（同20.9%）、1,000～2,000万円が233経営体（同14.2%）、2,000～5,000万円が162経営体（同9.9%）の順となっています。

前回と比べると、100万円未満が161経営体（△29.5%）、100～500万円が135経営体（△21.9%）、5,000万～1億円が16経営体（△35.6%）それぞれ減少となっている一方、1,000～2,000万円が28経営体（13.7%）、500～1,000万円が15経営体（4.6%）それぞれ増加となっています。（表4）

表4 漁獲物・収穫物の販売金額別経営体数

単位：経営体

区 分		総 数	100万円	100万円	500万円	1000万円	2000万円	5000万円	1億円
			未満	～ 500万円	～ 1000万円	～ 2000万円	～ 5000万円	～ 1億円	以上
2013年	経営体数	2,348	503	704	522	292	265	52	10
	構成比(%)	100.0	21.4	30.0	22.2	12.4	11.3	2.2	0.4
2018年	経営体数	1,924	546	616	327	205	171	45	14
	構成比(%)	100.0	28.4	32.0	17.0	10.7	8.9	2.3	0.7
2023年	経営体数	1,640	385	481	342	233	162	29	8
	構成比(%)	100.0	23.5	29.3	20.9	14.2	9.9	1.8	0.5
増減率(%) 2023/2018		△ 14.8	△ 29.5	△ 21.9	4.6	13.7	△ 5.3	△ 35.6	△ 42.9

3 個人経営体

(1) 専業別経営体数

専業別経営体数は、専業（自家漁業のみ）は895経営体（構成比56.9%）、第1種兼業は348経営体（同22.1%）、第2種兼業は330経営体（同21.0%）となっています。

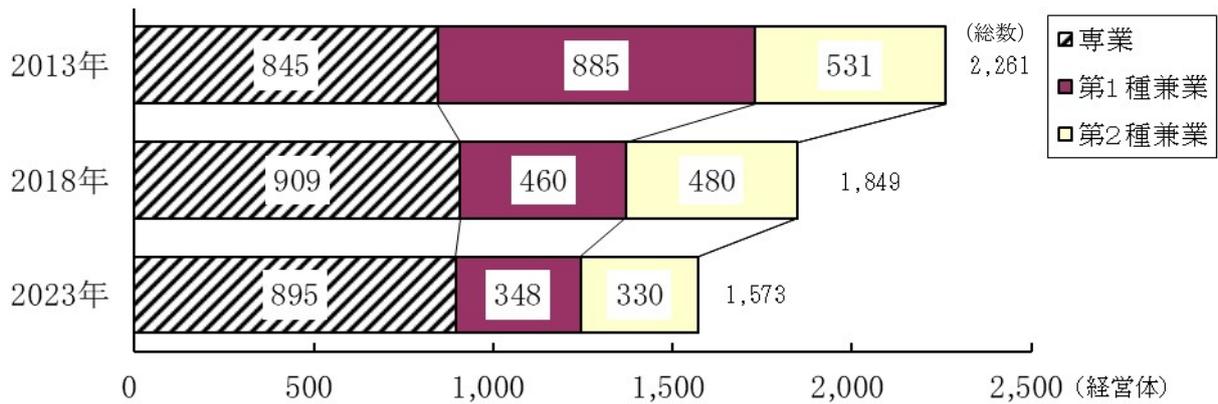
前回と比べると、第2種兼業は150経営体（△31.3%）、第1種兼業は112経営体（△24.3%）、専業（自家漁業のみ）は14経営体（1.5%）それぞれ減少となっています。（表5、図4）

表5 専業別経営体数

単位：経営体

区 分		2013年	2018年	2023年	増減率(%)
					構成比(%)
総	数	2,261	1,849	1,573	△ 14.9
	専業（自家漁業のみ）	845	909	895	△ 1.5
	第1種兼業	885	460	348	△ 24.3
	第2種兼業	531	480	330	△ 31.3

図4 専兼業別経営体数の推移



(2) 自家漁業の後継者の有無

自家漁業の後継者については、「後継者あり」の経営体は235経営体（構成比14.9%）、「後継者なし」の経営体は1,338経営体（同85.1%）となっています。

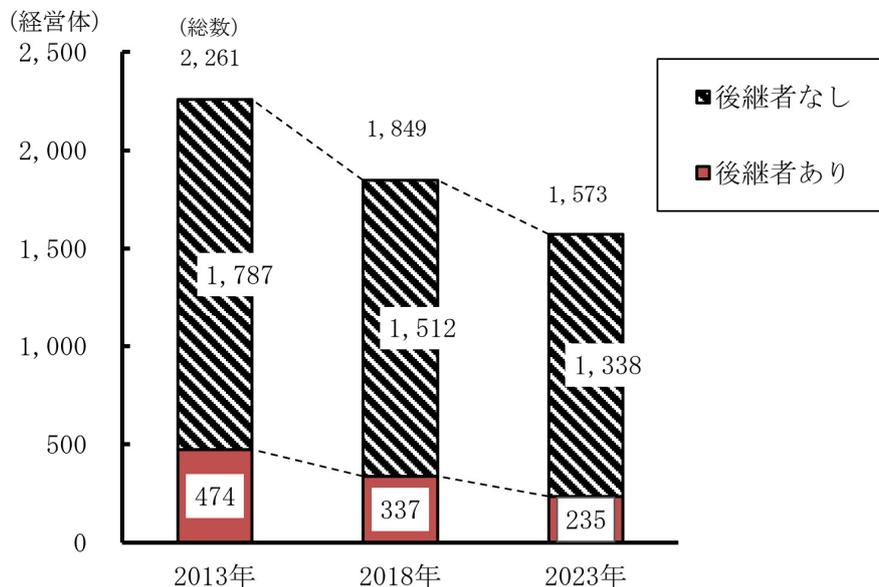
前回と比べると、「後継者あり」の経営体は102経営体（△30.3%）、「後継者なし」の経営体は174経営体（△11.5%）それぞれ減少となっています。（表6、図5）

表6 自家漁業の後継者の有無別 個人経営体数

区分	2013年	2018年	2023年		増減率(%) 2023/2018
			数	構成比(%)	
総数	2,261	1,849	1,573	100.0	△14.9
後継者あり	474	337	235	14.9	△30.3
後継者なし	1,787	1,512	1,338	85.1	△11.5

なお、ここでいう「後継者」とは、「調査期日前1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の者」をいい、世帯員に限らず対象としています。

図5 自家漁業の後継者の有無別 個人経営体数



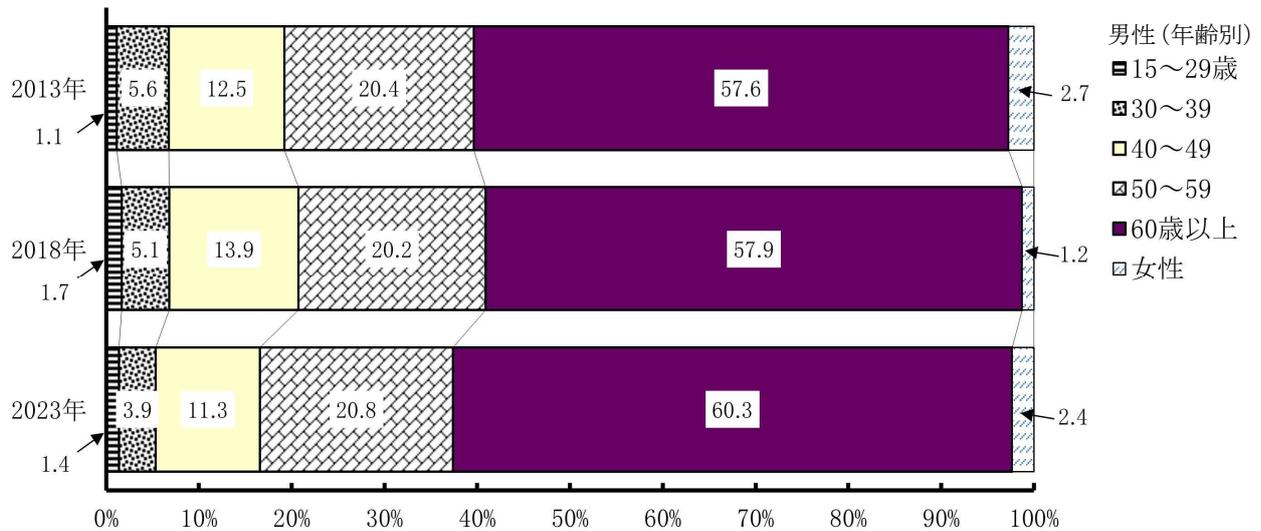
(3) 基幹的漁業従事者の性別・年齢別経営体数

個人経営体の基幹的漁業従事者を性別にみると、男性の経営体が 1,536 経営体（構成比 97.6%）、女性の経営体が 37 経営体（同 2.4%）となっています。

前回と比べると、男性の経営体が 287 経営体（△15.7%）、女性の経営体が 16 経営体（△41.0%）それぞれ減少となっています。

また、経営体を性別・年齢別にみると、男性の 60 歳以上の構成比が 60.3%と最も多くなっています。 (図 6)

図 6 基幹的漁業従事者の性別・年齢別経営体数の構成比



4 漁業経営の取組

(1) 漁獲・収穫した水産物の輸出

海外向けに出荷（輸出）とは、調査期日前1年間に自ら漁獲・収穫した水産物を海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合又は輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売業者等に出荷した場合をいいます。
 なお、輸出を目的としていなかったが、出荷先において輸出されたことを確認した場合も含まれます。

海外向けに出荷（輸出）した漁業経営体は 2 経営体（構成比 0.1%）となっています。

(表 7)

表 7 漁獲・収穫した水産物の輸出の取組状況（複数回答）

区分	計	海外向けに出荷（輸出）している（複数回答）			海外向けに出荷（輸出）していない
		小計（実数）	販売金額又は数量を把握している	販売金額又は数量を把握していない	
2023年	1,640	2	-	2	1,638
構成比（%）	100.0	0.1	-	0.1	99.9

注：漁獲・収穫した水産物の輸出の取組状況については、今回新たに把握した調査項目

(2) 水産エコラベル認証の取得

水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるように商品にラベルを表示する仕組みをいいます。
調査期日現在で自営漁業において取得している場合に加え、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で取得している場合も含まれます。

水産エコラベル認証を取得している漁業経営体は131経営体（構成比8.0%）となっています。
取得している水産エコラベルの種類は、全てMEL (Marine Eco-Label Japan)となっています。

(表8)

表8 水産エコラベル認証の取得状況（複数回答）

単位：経営体

区分	計	取得している（複数回答）							取得していない
		小計 (実数)	MEL	MSC	ASC	BAP	Alaska RFM	GLOBAL G.A.P	
2023年	1,640	131	131	-	-	-	-	-	1,509
構成比 (%)	100.0	8.0	8.0	-	-	-	-	-	92.0

注：水産エコラベル認証の取得状況については、今回新たに把握した調査項目

(3) 漁業共済の加入

漁業共済とは、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいいます。

- ・ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
- ・ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済
- ・ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済

積立ぷらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいいます。

漁業共済に加入している漁業経営体は462経営体（構成比28.2%）となっています。

このうち、積立ぷらすに加入している漁業経営体は、440経営体（同26.8%）となっています。

(表9)

表9 漁業共済の加入状況

単位：経営体

区分	計	漁業共済に加入している			漁業共済に加入していない
		小計	積立ぷらすに加入している	積立ぷらすに加入していない	
2023年	1,640	462	440	22	1,178
構成比 (%)	100.0	28.2	26.8	1.3	71.8

注：漁業共済の加入状況については、今回新たに把握した調査項目

5 漁 船

漁船の総数は2,950隻で、前回に比べ204隻(△6.5%)の減少となり、1963年から12回連続の減少となっています。

漁船種類別にみると、船外機付漁船が1,691隻(構成比57.3%)、動力漁船が1,252隻(同42.4%)、無動力漁船が7隻(同0.2%)で、前回に比べ船外機付漁船が209隻(△11.0%)減少となっています。

また、動力漁船を規模別にみると、10～20トンが336隻(構成比11.4%)と最も多く、次いで3～5トンが312隻(同10.6%)、1～3トンが247隻(同8.4%)、5～10トンが207隻(同7.0%)、1トン未満が148隻(同5.0%)の順となっています。

前回と比べると、3～5トンが70隻(△18.3%)、5～10トンが64隻(△23.6%)それぞれ減少となっている一方、1トン未満が97隻(190.2%)、1～3トンが50隻(25.4%)それぞれ増加となっています。

なお、動力漁船1隻当たりの平均トン数をみると、前回の7.13トンから6.41トンと0.72トンの減少となっています。(表10)

表10 種類別漁船隻数

単位：隻

区 分	2013年	2018年	2023年		増減率(%) 2023/2018	
			構成比(%)			
総 数	4,021	3,154	2,950	100.0	△ 6.5	
無 動 力 漁 船	5	1	7	0.2	600.0	
船 外 機 付 漁 船	2,299	1,900	1,691	57.3	△ 11.0	
動 力 漁 船	1トン未満	128	148	5.0	190.2	
	1 ～ 3	368	197	247	8.4	25.4
	3 ～ 5	524	382	312	10.6	△ 18.3
	5 ～ 10	322	271	207	7.0	△ 23.6
	10 ～ 20	372	350	336	11.4	△ 4.0
	20 ～ 30	-	-	-	-	-
	30 ～ 50	2	1	2	0.1	100.0
	50 ～ 100	1	1	-	-	皆減
	100 ～ 200	-	-	-	-	-
	200トン以上	-	-	-	-	-
(小 計)	1,717	1,253	1,252	42.4	△ 0.1	
船 1隻当たり平均トン数	6.21トン	7.13トン	6.41トン		△ 10.1	

6 漁業就業者

漁業就業者とは、満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に30日以上従事した者をいいます。自家漁業のみに従事とは、個人経営体の世帯員のうち、自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われの漁業には従事していない者をいいます。

責任のある者とは、個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいいます。

なお、団体経営体においては、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者のうち、調査期日前1年間に自営漁業に従事した、海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含めません。

漁業就業者数は2,861人で、前回に比べ512人(△15.2%)の減少となり、調査項目に追加された1963年から12回連続の減少となっています。

男女別では、男性が2,480人（構成比86.7%）、女性が381人（同13.3%）で、前回と比べると、男性が457人（△15.6%）、女性が55人（△12.6%）それぞれ減少となっています。

年齢階層別構成をみると、70歳以上が832人（構成比29.1%）、60～69歳が619人（同21.6%）、50～59歳が522人（同18.2%）、40～49歳が434人（同15.2%）、30～39歳が272人（同9.5%）、15～29歳が182人（同6.4%）で、60歳以上が50.7%を占めています。

年齢階層別に前回と比べると、全ての階層において減少となっています。

また、過去1年間に新たに漁業に従事した新規漁業就業者数29人で、前回と比べると17人（141.7%）の増加となっています。

なお、全国の漁業就業者数は121,389人で、前回に比べ30,312人（△20.0%）の減少となっています。（表11、表12、図7）

表11 漁業就業者数

区 分	総 数			年 齢 階 層 別							(再掲) 60歳以上	全国 (総数)
	男 性	女 性		15～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上			
2013年	4,319	3,555	764	310	468	614	745	1,115	1,067	2,182	180,985	
構成比(%)	100.0	82.3	17.7	7.2	10.8	14.2	17.2	25.8	24.7	50.5	-	
2018年	3,373	2,937	436	221	342	519	620	718	953	1,671	151,701	
構成比(%)	100.0	87.1	12.9	6.6	10.1	15.4	18.4	21.3	28.3	49.5	-	
2023年	2,861	2,480	381	182	272	434	522	619	832	1,451	121,389	
構成比(%)	100.0	86.7	13.3	6.4	9.5	15.2	18.2	21.6	29.1	50.7	-	
増減率(%) 2023/2018	△15.2	△15.6	△12.6	△17.6	△20.5	△16.4	△15.8	△13.8	△12.7	△13.2	△20.0	

単位：人

図7 漁業就業者の年齢階層別構成比

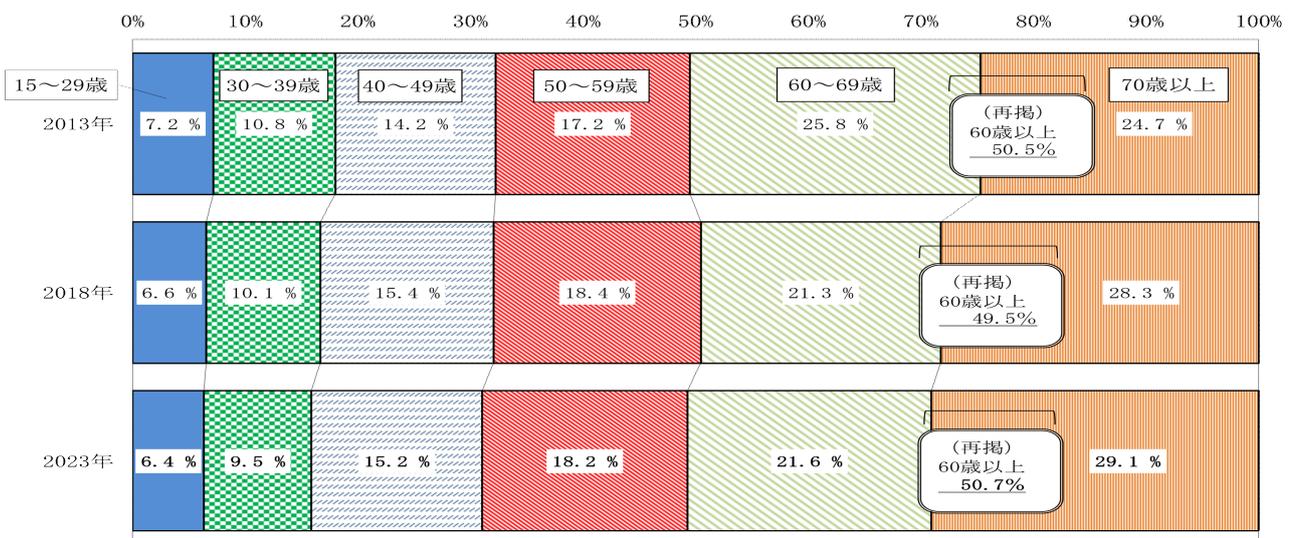


表12 新規就業者数

区 分	2018年	2023年	構成比(%)	増減率(%)
				2023/2018
総 数	12	29	100.0	141.7
個人経営体の自家漁業のみ	7	6	20.7	△14.3
漁 業 雇 わ れ	5	23	79.3	360.0

単位：人